

## 立教大学大学院学生学会発表奨励金規程

改正 2017年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、立教大学大学院に在籍する学生の学会における発表・報告等（以下「学会発表」という。）を奨励することを目的として支給する立教大学大学院学生学会発表奨励金（以下「奨励金」という。）について定める。

(奨励金の支給制限)

**第2条** この奨励金は、支給を申請した学生について年3回に限り支給するものとする。

2 年3回のうち、国内での学会発表に対する申請は2回に限り、海外での学会発表に対する申請は1回に限る。

(支給対象)

**第3条** 奨励金の支給対象は、次の各号のいずれかでの学会発表とする。

- (1) 学会取扱い規程第3条の手続きにより登録された学術団体が開催する会合
- (2) 前号による登録をしていない学術団体のうち、学会取扱い規程第2条第1号又は第2号に定める基準に該当するものであって、当該研究科委員会が承認した学術団体が開催する会合
- (3) 海外で開催されるもののうち、前2号に該当しない場合は、当該研究科委員会が前号に準ずるものとして承認した学術団体が開催する会合

(支給額)

**第4条** 支給額は、学会発表の場所により、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県 一律1万円
- (2) 前号以外の国内 一律3万円
- (3) 海外 一律5万円

(奨励金の申請)

**第5条** この奨励金の申請は、所定の申請書によるものとし、当該研究科委員長の承認を得なければならない。(改廃) **第6条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て総長が行う。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て総長が行う。